

令和4年度(2022年度)熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金 交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）によるプラスチックごみの分別収集の推進を図るため、市町村等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助事業の実施主体)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、市町村等（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、補助事業者が実施するプラスチックごみの分別収集の推進に資する次の取組とする。

- (1) 住民への普及啓発等
- (2) 住民意向、経費等調査
- (3) 分別収集試行に伴う収集運搬・中間処理
- (4) その他分別収集の推進に向けた取組と知事が認めたもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、プラスチックごみ分別収集の推進に向けた市町村等における取組に係る経費で下表に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）のうち、知事が適当と認めたものとする。

補助対象経費
補助事業の実施に必要な、報酬、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに負担金、補助及び交付金、収集運搬経費及び中間処理経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、1市町村あたりの補助上限額は50万円とし、一部事務組合又は広域連合の補助上限額は50万円に構成市町村数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)又は予算計上確約書
- (3) 実施設計書(工事を施工する場合に限る。)
- (4) 工程表又はスケジュール表
- (5) 事業の実施箇所を示す位置図
- (6) 事業の実施箇所の平面図(工事を施工する場合に限る。)
- (7) 現況写真等参考資料(工事を施工する場合に限る。)
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限及び提出部数は、知事が別に定める。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の増額又は20パーセントを超える減額
- (2) 補助の目的及び補助事業の能率に著しく影響を及ぼすと思われる変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書は別記第6号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書(別記第7号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは、変更承認通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条に規定する申請の取下げをすることができる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要があると認めて指示した場合に行うものとする。

2 前項の状況報告は、別記第9号様式により行うものとし、その提出部数は1部とする。

(補助事業の中止または廃止)

第11条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書(別記第10号様式)を直ちに知事に提出しなければならない。

(補助事業の遅延の報告)

第12条 規則第5条第1項第2号の規定により補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業の遅延等の報告書(別記第11号様式)を直ちに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第13号様式)
- (2) 収支精算書(別記第14号様式)
- (3) 出来高設計書(工事を施工した場合に限る。)
- (4) 契約書の写し及び支出を証する書類
- (5) しゅん工検査復命書の写し(工事を施工した場合に限る。)
- (6) しゅん工写真(工事を施工した場合に限る。)
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年(2023年)3月10日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第15号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第15条 規則第16条第1項の規定により知事に提出する請求書は、別記第16号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、別記第17号様式によるものとし、その添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約書の写し又は支出を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(財産の管理・処分制限)

第16条 補助事業者は、補助により取得し、又は効用が増加した財産(以下

「取得財産等」という) について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(別記18号様式)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業財産処分承認申請書(別記第19号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項に規定する申請の内容について適当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に対し承認通知書(別記20号様式)を送付して通知するものとする。
- 5 知事は、前項の承認に係る取得財産等の処分をしたことにより補助事業者収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第17条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年度(2022年度)9月2日から施行する。

熊本県知事 様

申請者 (市町村等名)

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援
補助金交付申請書

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金の
交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び令和4年度（202
2年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第6条の規定に
基づき関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
事業計画書（別添）のとおり。
- 3 交付を受けようとする補助金の額及び算出基礎

(単位：円)

番 号	補助事業名	総事業費	交付申請額
計			

※算出基礎については、別添のとおり。

- 4 添付書類
 - ① 事業計画書（別記第2号様式）
 - ② 収支予算書（抜粋）又は予算計上確約書
 - ③ 実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
 - ④ 工程表又はスケジュール表
 - ⑤ 事業の実施個所を示す位置図
 - ⑥ 事業の実施個所の平面図（工事を施工する場合に限る。）
 - ⑦ 現況写真等参考資料（工事を施工する場合に限る。）
 - ⑧ その他知事が必要と認める書類

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

(1) 責任者

(2) 担当者

(3) 連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

別記第2号様式（第6条関係）

事業計画書

市町村等名

番号	補助事業名		
	事業内容		
	事業効果		
財源内訳（円）	熊本県プラスチックごみ 分別収集支援補助金		
	国庫支出金		
	地方債		
	その他の特定財源		
	一般財源		
	計		

（注）この表は、補助事業ごとに作成すること。

別記第3号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

補助事業名：

1 収入

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
計		

2 支出

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
計		

（注）この表は、補助事業ごとに作成すること。

第 号
年 月 日

（市町村等名） 様

熊本県知事
（公印省略）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のありました令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金

円を交付することに決定しましたので、同規則第6条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額の内訳

（単位：円）

番 号	補 助 事 業 名	交 付 決 定 額
	計	

2 補助の条件

- （1） 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1） 責任者

（2） 担当者

（3） 連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

熊本県知事 様

（市町村等名）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金の内容を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第8条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円（変更前の申請額 金 円）

2 内訳

（単位：円）

番 号	補助事業名	総事業費	交付申請額
計			

（注） 変更前の数値等を、上段に（ ）書きで記入すること。

3 計画変更の理由

4 添付書類

- ①事業変更計画書（別記第6号様式）
- ②実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
- ③工程表又はスケジュール表
- ④事業の実施個所を示す位置図（事業の実施個所を変更する場合に限る。）
- ⑤その他参考資料

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1）責任者

（2）担当者

（3）連絡先 TEL： Eメールアドレス：

別記第6号様式（第8条関係）

事業変更計画書

市町村等名

番号	補助事業名		
	事業内容		
	事業効果		
財源内訳（円）	熊本県プラスチックごみ 分別収集支援補助金		
	国庫支出金		
	地方債		
	その他の特定財源		
	一般財源		
	計		

(注) 1 この表は、各補助事業ごとに作成すること。

2 変更前の数値等を上段に（ ）書きで記入すること。

（市町村等名） 様

熊本県知事
（公印省略）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて、金 円（前回までの交付決定額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 変更交付決定額の内訳

（単位：円）

番 号	補助事業名	変更交付決定額
	計	

2 補助の条件

- （1） 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1） 責任者

（2） 担当者

（3） 連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

別記第8号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

（市町村等名） 様

熊本県知事
（公印省略）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第8条第3項の規定に基づき通知します。

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1）責任者

（2）担当者

（3）連絡先 TEL：

Eメールアドレス：

熊本県知事 様

（市町村等名）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業名	総事業費 (千円)	着 工 年月日	完了予定 年月日	進捗率 月 日現在	備 考

（注）事業実施上の問題点があれば、備考欄に記入欄する。

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1）責任者

（2）担当者

（3）連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

別記第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村等名）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、熊本県補助金等交付規則第5条第1項第1号及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第11条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）
- 4 中止（廃止）後の措置

※不要な文字は削除して使うこと。

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等 (1) 責任者 (2) 担当者 (3) 連絡先 TEL : Eメールアドレス :
--

別記第11号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村等名）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金に係る補助事業の遅延等について、熊本県補助金等交付規則第5条第1項第2号及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延等の原因及び内容
- 5 遅延等に係る措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1）責任者

（2）担当者

（3）連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

別記第12号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村等名）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金に係る事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第13条の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

1 事業完了年月日 年 月 日

2 事業別実績額（総括）表

（単位：円）

番 号	補助事業名	総事業費	補助金額
	計		

3 添付書類

- ① 事業実績書（別記第13号様式）
- ② 収支精算書（別記第14号様式）
- ③ 出来高設計書（工事を施工した場合に限る。）
- ④ 契約書の写し及び支出を証する書類
- ⑤ しゅん工検査復命書の写し（工事を施工した場合に限る。）
- ⑥ しゅん工写真（工事を施工した場合に限る。）
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1）責任者

（2）担当者

（3）連絡先 TEL : Eメールアドレス :

別記第13号様式（第13条関係）

事業実績書

市町村等名

番号	補助事業名		
事業完了日		年 月 日	
事業内容			
事業効果			
財源内訳（円）		熊本県プラスチックごみ 分別収集支援補助金	
		国庫支出金	
		地方債	
		その他の特定財源	
		一般財源	
		計	

(注) 1 この表は、各補助事業ごとに作成すること。

2 申請時の数値等を上段に（ ）書きで記入すること。

別記第14号様式（第13条関係）

収 支 精 算 書

補助事業名：

1 収入

(単位：円)

科 目	予算額	精算額	増 減	摘 要
計				

2 支出

(単位：円)

科 目	予算額	精算額	増 減	摘 要
計				

(注) この表は、補助事業ごとに作成すること。

別記第15号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

（市町村等名） 様

熊本県知事
（公印省略）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付確定通知書
年 月 日付け 第 号で交付決定した令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第14条の規定に基づき、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1）責任者

（2）担当者

（3）連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

別記第16号様式（第15条関係）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知があった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第15条第1項の規定に基づき請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	2 当座
	口座番号		
	口座名義		
直接払			
送金払			

年 月 日

市町村等名

熊本県知事 様

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

(1) 責任者

(2) 担当者

(3) 連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

別記第17号様式（第15条関係）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金概算払（前金払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金のうち、下記の額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第15条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

市町村等名

熊本県知事 様

添付書類

- 1 契約書の写し又は支出を証明する書類
- 2 その他参考資料

※不要な文字は削除して使うこと。

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

(1) 責任者

(2) 担当者

(3) 連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

収取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

区分	財産名	規格	単位	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

- （注）
- 1 対象となる取得財産等は、補助対象事業により取得した財産です。
 - 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。
単価が異なる場合は、分割して記載してください。
 - 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載してください。

別記第19号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村等名）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金に係る補助事業財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金に係る補助事業について、当該補助事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、熊本県補助金等交付規則第21条第2項及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第16条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 取得財産等の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1）責任者

（2）担当者

（3）連絡先 TEL :

Eメールアドレス :

第 号
年 月 日

（市町村等名） 様

熊本県知事
（公印省略）

令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金により取得した財産の処分の承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金に係る財産等の処分の承認申請については、熊本県補助金等交付規則第21条及び令和4年度（2022年度）熊本県プラスチックごみ分別収集支援補助金交付要項第16条第4項並びに第5項の規定に基づき下記の条件を付して承認します。

なお、当該財産等の処分後、関係書類の写しを添付し、その処分結果を報告してください。

記

承認の条件

- 1 当該財産等の処分をしたことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付すること。
- 2 当該財産等に設定された担保に係る期限の利益が喪失した場合は、直ちに当該財産の残存簿価又は時価評価のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

本件責任者及び担当者の所属・職名・氏名並びに担当者の連絡先等

（1）責任者

（2）担当者

（3）連絡先 TEL :

Eメールアドレス :